第14号様式（第８条関係）
（そ　の　1）

（令和　7年分）

収　支　報　告　書

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

（ふりがな）　こうふくじつげんとうはままつにしこうえんかい

1　政治団体の名称　幸福実現党浜松西後援会

2　主たる事務所の所在地　浜松市北区三ヶ日町下尾奈1146

3　代表者の氏名　藤澤一則

4　会計責任者の氏名　後神芳基

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
□ 有	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 無	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 ＿＿＿＿	公職の候補者の氏名 ＿＿＿＿
資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿	公職の種類 ＿＿＿＿

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から	平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで	平成　年　月　日まで

選挙管委
－8.2.－2
第7706号

事務担当者の氏名　後神芳基

（電話番号）　080-3252-2458

入力済

（そ の 2）

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億 百万 千 円
収入総額	32,811
（前年からの繰越額）	12,795
（本年の収入額）	20,016
支出総額	0
翌年への繰越額	32,811

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	十億 百万 千 円
員数	人

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 20,000	
（うち特定寄附）（内書）		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア	20,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）（内書）		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 （ア＋イ）	20,000	

（そ の 6）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額 十億 百万 千 円	備　　考
1 件 10 万 円 未 満 の も の	16	
合　　計	16	

(注)　1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入はまとめて「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。

（そ の 7）

(7) 寄附の内訳 **(個人からの寄附)**			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名	金　額	年月日	住　所	職　業	備　考
	十億 百万 千 円 20,000	令和 7.12.10			
その他の寄附					
合　計	20,000				

(注１)　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注２)　寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。
(注３)　遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

（そ の 17）

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（そ の 20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年1月　30日

政治団体の名称　：　**幸福実現党浜松西後援会**

会計責任者の氏名　：　**後神芳基**　㊞

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名　：　　㊞）

※　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は必ず代表者本人が自署すること。